

水稻共済損害評価のあらまし



■ 水稻共済制度（一筆 7割）について

水稻共済制度は水稻が共済事故（災害）によって、耕地単位で収穫量の3割を超える減収（被害）となったときに共済金が支払われる制度です。

■ 対象となる共済事故（災害）

- 風水害 ●干害 ●冷害 ●雪害 ●その他気象上の原因（地震・噴火を含む）
- 火災 ●病虫害 ●鳥獣害 など ※薬害は対象となりません

■ 被害申告流れ（手続きの方法）

1. 損害評価野帳と被害耕地立札の記入

損害評価班長から「損害評価野帳」と「被害耕地立札」を受け取り、必要事項を記入します。

※ 市損害評価会は、収穫予定日の直近の抜取調査日に評価を行います。損害評価が終わるまでは刈取りをしていただけませんのでご注意ください。

2. 損害評価野帳の提出

必要事項を記入した損害評価野帳を損害評価班長へ提出します。

3. 被害耕地立札の設置

必要事項を記入した被害耕地立札を、被害を申し出た耕地の目立つ場所に立ててください。

4. 自治会損害評価員による損害評価

自治会の損害評価員による評価が実施され、3割を超える減収が見込まれた場合に市へ損害評価野帳が提出されます。

5. 市損害評価会による損害評価

損害評価野帳に記載された耕地について、市損害評価会による損害評価を行います。実測調査として、刈取りを行うことがありますのでご了承ください。

※ 市損害評価会の評価が終わりましたら、現地の立札に「済」と記載しますので刈取りの際はご確認ください。

●平成31年産 水稻損害評価の日程●

市への野帳提出期限	丹波篠山市損害評価会による抜取調査日
8月26日（月）	8月29日（木）
9月2日（月）	9月4日（水） 5日（木）
9月9日（月）	9月11日（水） 12日（木）
9月17日（火）	9月19日（木） 20日（金）
9月24日（火）	9月26日（木）
9月30日（月）	10月3日（木）
10月7日（月）	10月10日（木）

■ 共済金の振込

12月末に損害評価結果をお知らせし、共済金を振り込みます。

お問い合わせ

丹波篠山市農都創造部農都政策課共済係

電話079-552-6580